

# 平成 27 年度事業計画

## I 事業展開の方針

地域福祉を取り巻く環境は、公的な福祉制度が充実してきている一方で、社会的孤立、孤独死や自殺者、DVや児童虐待、また災害時の被災者支援など、公的サービスでは十分対応しきれていない様々な地域の生活・福祉の課題がますます顕在化している。

このようななかで、自治体や住民組織、社会福祉協議会、NPO等の協働による地域社会における日常的な支えあい活動の必要性が高まっており、地域を基盤とした様々な活動を一層育成し、活性化していくことが求められている。

こうした地域の福祉活動を支えるしくみである共同募金の役割の重要性もこれまで以上に高まりつつある。

一方、共同募金実績額をみると、全国的に減少傾向が続いており、本県においても同様の傾向であり、このまま推移すると、地域福祉の財源確保に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このため、まず「じぶんの町を良くするしくみ」としての共同募金をより明確に地域に定着させ、より一層この運動への理解と協力が得られるよう、効果的な運動展開を図るとともに、新たな募金方法の開拓などにより募金減少傾向の改善に努める必要がある。

あわせて、東日本大震災のような県外の大規模災害のみならず、今後いつ起こるか分からない県内の突発的な災害に対しても迅速に対応できるよう体制を整えておく必要がある。

以上のような事業展開の方針のもと、平成 27 年度における事業計画を策定するものとする。

## II 事業実施の内容

### 1. 共同募金運動の推進強化

#### (1) 共同募金運動推進強化事業

市町村共同募金委員会の募金の増額につながる取り組みを支援する。

#### (2) 新たな募金グッズの企画・製作

市町村共同募金委員会担当で構成する「共同募金運動資材検討会」の開催などにより新たな募金グッズを企画・制作し、職域募金の増額及び新たな寄付者の開拓に努める。

#### (3) 共同募金運動期間の拡大（1月1日～3月31日）を活用したテーマ募金（目的募金）の推進～赤い羽根共同募金「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトの実施

平成25年度、平成26年度に実施した赤い羽根共同募金「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトは、県域で活動する参加団体との協働による全県的な支援活動であったが、同様の取組みが市町村の区域内でできないか、今後、市町村共同募金委員会と協議を重ねその実施を検討したい。

#### (4) 法人募金・職域募金の推進

企業の社会貢献活動との連携などにより法人募金・職域募金の推進に努める。

#### (5) 企業と連携した寄付金付き商品の開発推進の検討

寄付金付き飲料水自動販売機の設置を推進しているところであるが、こういった自動販売機以外の企業と連携した寄付金付き商品のさらなる開発・推進を検討したい。

### 2. 住民の支えあい活動支援の充実

#### (1) 赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業

住民参加の地域福祉活動に対し地域の実情に配慮した効果的助成となるよう各市町村共同募金委員会に一定の助成財源を交付し、共同募金委員会から地域の福祉活動団体に助成を行う。

#### (2) 赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業

市民が自発的・組織的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人が行う福祉及び福祉を主体とした活動に対し公募方式により助成を行う。

### 3. 共同募金広報の積極的展開

- (1) インターネットを活用した共同募金助成等の情報提供
- (2) 新聞広告の掲載
- (3) マスコミ等の協力による共同募金運動に関する広報活動
  - マスコミ等への情報提供による新聞掲載等
  - 共同募金テレビ・ラジオスポットの放送
  - イベントを通じた広報・情報提供（初日行事、配分交付式等）
- (4) 配分結果報告書等の作成配付（各戸配付用）による使途の周知
- (5) 受配施設・団体・社協等の共同募金受配明示の徹底と助成を行った施設・団体・社会福祉協議会等からの住民への情報提供依頼

### 4. 歳末たすけあい募金の実施

- (1) 地域歳末たすけあい
  - 地域歳末たすけあいについては、従来からの歳末見舞金品贈呈に加え事業活動への助成を行うなど、歳末たすけあい運動の特性と地域の実情に応じた適切な運動の実現に努める。
- (2) NHK歳末たすけあい
  - NHK岡山放送局と連携した募金活動を行い、在宅重度障がい者支援及び障がい者就労支援等に重点を置いた助成に努める。

### 5. 災害等への対応

- (1) 災害たすけあい募金の実施
  - 大規模な災害が発生した場合、被災者救援のため、県、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、NHK等と連携し、適切な義援金の受入れ・送金業務を行う。
- (2) 災害支援の実施
  - ①「災害等準備金制度」の運用
    - 中央共同募金会、他府県共同募金会等と連携を図りながら、大規模災害に対し迅速な対応を行う。
  - ②「県内災害対応資金」の運用
    - 県内の災害救助法等が適用されない災害に対し迅速な対応を行う。

### (3) 緊急配分金の運用

災害見舞金、災害緊急配分などをはじめとした臨時的かつ緊急を要するものへの迅速な配分を行う。

## 6. 市川基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、青少年の健全育成のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

## 7. 受配者指定寄付金の受入れ・審査及び本制度の積極的活用

社会福祉に著しく寄与すると認められる緊急性の高い用途を指定した寄付申込みがあった場合は、審査基準に基づき、寄付者及び配分対象の実態を十分調査のうえ、適正な受入れ及び配分を行う。

また、制度の積極的活用を関係方面に働きかける。

## 8. 顕彰の実施

共同募金運動の推進に長年功労のあった関係者、団体の顕彰を行うとともに、篤志高額寄付者に対して感謝状を贈呈する。

### (1) 全国社会福祉大会における顕彰

- ◎ 厚生労働大臣表彰
- ◎ 中央共同募金会会長表彰

### (2) 岡山県総合社会福祉大会における顕彰

- ◎ 県知事表彰
- ◎ 県保健福祉部長表彰
- ◎ 県共同募金会会長表彰

### (3) その他、共同募金会表彰規程に基づく表彰

## 9. 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への助成要望団体の推せん等の業務に協力する。

## 10. 車両競技公益資金記念財団助成事業への協力

車両競技公益資金記念財団の助成事業への助成要望団体の推せん等の業務に協力する。